

事前予約制

消費税のインボイス制度及び 電子帳簿保存法等個別相談会のご案内

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始され、令和6年1月1日から電子取引のデータ保存が義務化されました。

商工会においては、個社の状況に応じた相談の要望から、税理士による個別相談会を開催いたします。

是非ご活用いただき、インボイス制度・電子帳簿保存法への対応を進めていただきますようお願い致します。全て事前予約制になっております。

日 時 令和8年7月28日（火）13:00～16:00

※1事業所30分 事前予約制になります。

場 所 長久手市商工会館（長久手市岩作長池 45 番地）

講 師 加藤 典利 氏（税理士：かとう会計事務所）

対 象 長久手市内で事業をされている方

相 談 料 無 料

相談内容 消費税のインボイス制度の概要
自社のインボイス登録における相談
簡易課税・本則課税の選択方法
電子帳簿保存法への対応について

持参書類 インボイス制度の相談の場合
令和6年もしくは7年分の確定申告書・決算書・消費税申告書
総勘定元帳などの帳簿類

ご予約・お問合せ **長久手市商工会** TEL 0561-62-7111